

(様式1)

## 要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年11月26日

要望団体名：岩手県コンクリート製品協会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
1 コンクリート製品の安定的・持続的な発注について	<p>地方創生や国土強靭化を推進するため、県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会资本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう、要望したところです。</p> <p>今後とも、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会をとらえて国に働きかけていきます。（B）</p> <p>また、構造物の工法選定に当たっては、現場条件や経済性、ライフサイクルコスト等の比較検討を行った上、総合的に優位な工法を選定することとなります。これらも踏まえ、本県では、コンクリート構造物におけるプレキャスト製品の利用を図ることとし、設計段階からプレキャスト製品の活用の促進に取り組んでいふところです。（A）</p>	A : 1 B : 1

<p>2 ILCの誘致実現について</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災津波からの創造的復興につながることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、また、令和6年12月に自由民主党政務調査会の科学技術・イノベーション戦略調査会により有識者ヒアリングが実施されたところです。県ではこうした取組が加速するよう、本年6月の「令和8年度政府予算等に関する提言・要望」において、国に対し、「関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること」や日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること、「国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること」を要望したことです。</p> <p>また、今年5月には、政府の前向きな判断を後押しするため、ILC実現に向け、本県の知事をはじめ、宮城県副知事、岩手県市長会、岩手県町村会及びILC実現建設地域期成同盟会による合同要望を実施しました。</p> <p>先般、公表された文部科学省の令和8年度概算要求においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたことも踏まえ、関係団体等と連携を図りながら、引き続き、国へ働きかけていきます。</p> <p>また、県では、岩手県国際リニアコライダー推進協議会や東北ILC事業推進センターなどと連携し、講演会や大阪・関西万博の機会を捉えたPR活動等による機運醸成、施設配置計画や道路等社会基盤の整備方針など建設候補地周辺の受入環境整備等の取組を進めているところです。</p> <p>今後とも、県内市町村をはじめ、県内外の推進団体</p>
-----------------------	--

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
	等と連携を図りながら、ILCの実現に向けて取り組んでいきます。	
3 県内産溶融スラグの優先使用及び評価制度への反映について	<p>プレキャストコンクリート製品については、極力溶融スラグ入り製品を優先して使用することを特記仕様書に規定するとともに、県産品及び再生資源利用認定製品等を使用した場合には、工事施工成績評定において評価しているところです。</p> <p>さらなる加点については、国や他県の取組を注視していきます。</p>	B
4 コンクリート製品の県産品の使用及び工事施工成績評定での大幅な加点について	県営建設工事の受注者に対し、県営建設工事請負契約書付記において、使用する建設資材の県内企業からの調達や岩手県産資材の調達についてを努力義務として付しているところです。	B
5 設計段階からのコンクリート製品の導入促進について	県では、コンクリート構造物におけるプレキャスト製品の利用を図ることとし、設計段階からプレキャスト製品の活用に取り組んでいます。	A
6 設計価格の設定について	<p>土木関係設計単価については、取引価格の実態を反映した物価資料に掲載されている単価を基に設定した資材に変動があった都度、改定してきており、令和5年度からは毎月改定をしています。</p> <p>引き続き、適正な設計価格の設定に努めています。</p>	B

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類